

令和3年11月17日（水）

令和3年度化学物質対策セミナー（埼玉県）



# 化管法(PRTR法)対象化学物質見直し の概要と今後の動向について

---

環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課

東島 正哉

# 自己紹介

---

環境省 環境保健部 環境安全課

担当業務

・化管法におけるPRTR制度の運用

・化管法の見直し

・GHS分類（環境有害性）

など



## 本日本話する内容

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）・PRTR制度について
2. 令和元年度のPRTRデータの概要
3. 化管法対象物質の見直しと今後の動向

# 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）・ PRTR制度について

- 我が国の化学物質法体系
- 制度の概要



# 我が国の化学物質法体系(全体)

ばく露経路やライフサイクルの段階に応じて様々な法律により管理

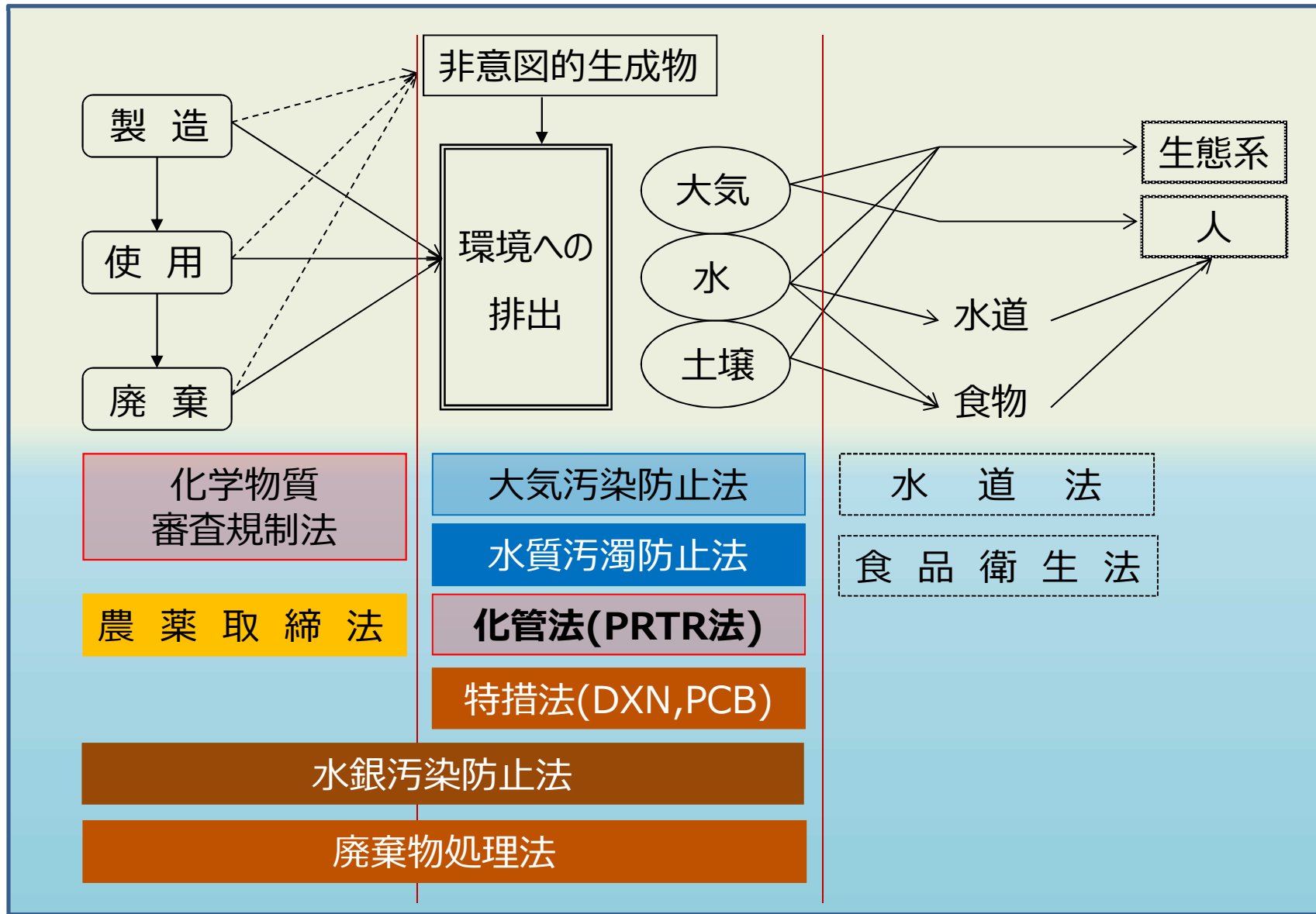
ばく露 有害性		労働環境		消費者		環境経由				他			
		排出・ストック汚染		廃棄									
人の健康への影響	急性毒性	労働安全衛生法	毒劇法	農薬取締法	農薬取締法	農薬取締法	化学物質審査規制法	化管法(PRT法)	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法	化学兵器禁止法
	長期毒性			農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器法	家庭用品品質表示法	有害家庭用品規制法	建築基準法(シックハウス等)				
生活環境への影響													
オゾン層破壊性									フロン排出抑制法	オゾン層保護法			

SAICM国内実施計画

環境基本計画



# 我が国の化学物質法体系(環境経由)



# 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）・ PRTR制度について

- ・ 我が国の化学物質法体系
- ・ 制度の概要



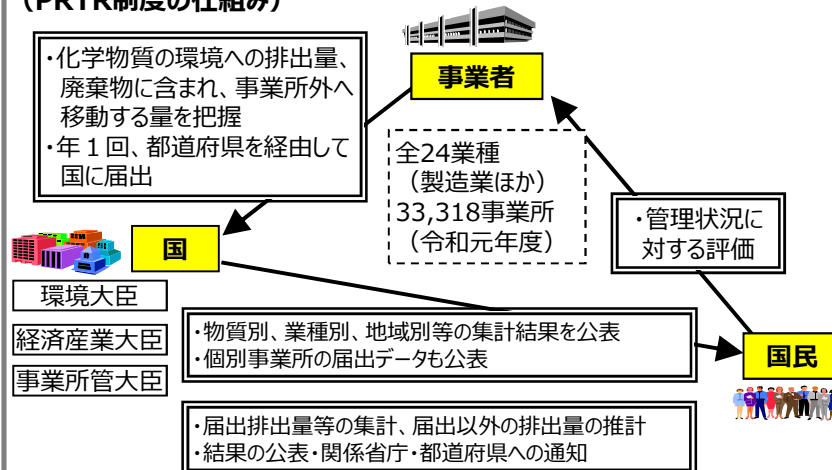
# 化管法(PRTR法)の概要

- ・平成11年制定「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- ・目的は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること
- ・対象事業者へ事業活動に伴う化学物質排出量の届出（PRTR制度）ならびに安全データシートの交付（SDS制度）を義務化

## PRTR制度（Pollutant Release and Transfer Register）

- ・対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度

### （PRTR制度の仕組み）



## SDS制度（安全データシート：Safety Data Sheet）

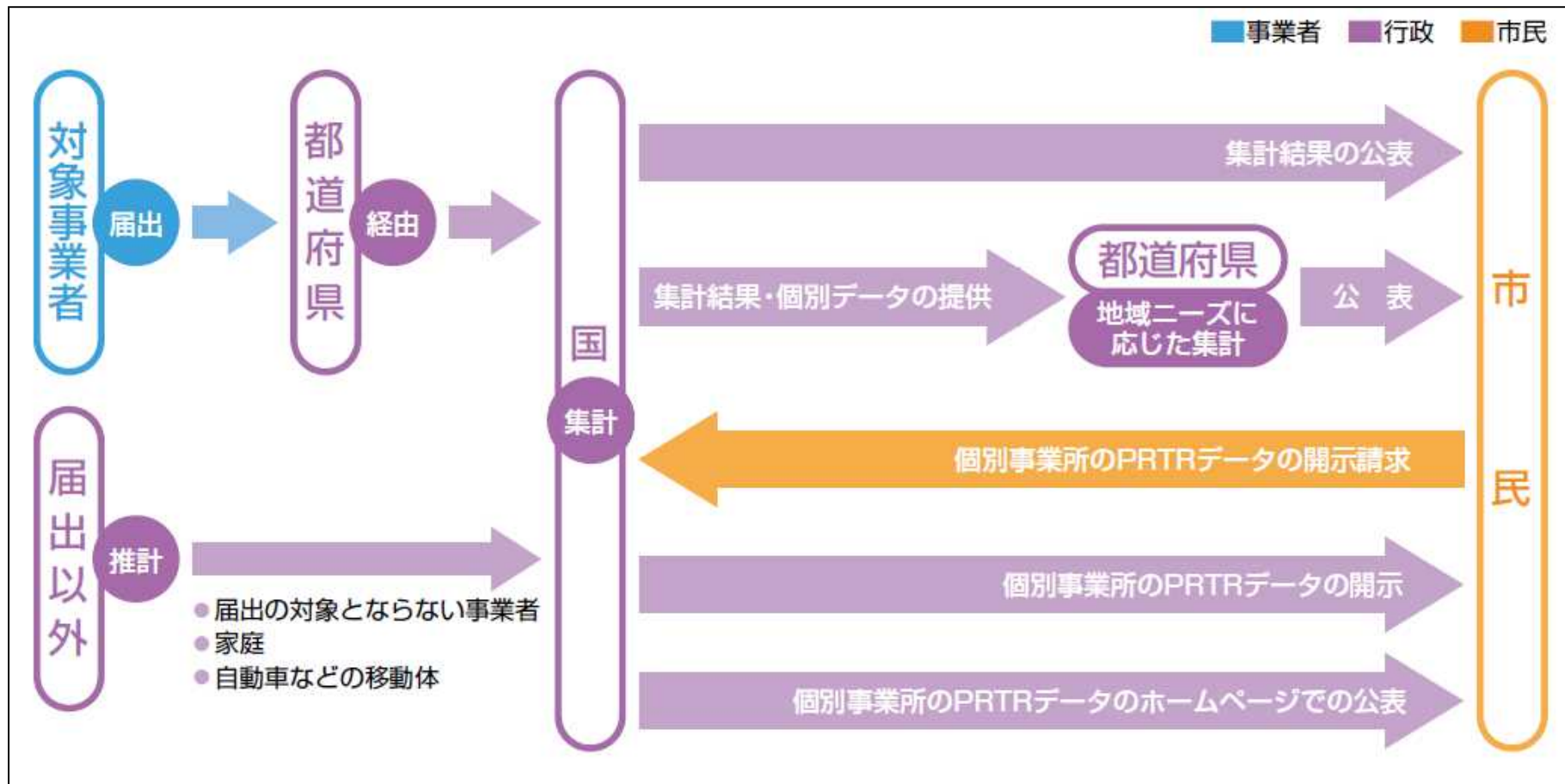
- ・有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定含有率以上含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度







# PRTR制度の仕組み（概略図）





## PRTR届出対象事業者の要件

### ○24の業種

金属鉱業	倉庫業	機械修理業
原油・天然ガス鉱業	石油卸売業	商品検査業
製造業	鉄スクラップ卸売業	計量証明業
電気業	自動車卸売業	一般廃棄物処理業
ガス業	燃料小売業	産業廃棄物処分業
熱供給業	洗濯業	医療業※
下水道業	写真業	高等教育機関
鉄道業	自動車整備業	自然科学研究所

※平成22年度把握から

### ○特別要件施設

- 鉱山保安法上の関連施設
- 下水道終末処理施設
- 一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設
- ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設



## 現行の対象化学物質

第一種指定化学物質：462物質

- ・**有害性（ハザード）**と**ばく露**に着目して選定

※第二種指定化学物質（SDS制度のみ対象）：100物質

特定第一種指定化学物質：15物質

- ・第一種指定化学物質のうち、発がん性等が認められる物質
- ・第一種指定化学物質とは製品の要件、年間取扱量の要件が異なる

【現行対象物質】石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、  
六価クロム化合物、塩化ビニル、ダイオキシン類、鉛化合物、ニッケル化合物、  
砒素及びその無機化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、  
ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、ホルムアルデヒド

### 有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

※下線を付したものは特定第一種の要件

### ばく露

#### 第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」等）の複数地点で汚染が検出
- 年間製造・輸入量が100トン以上
- 農薬及び特定第1種指定化学物質については年間製造・輸入量が10トン以上
- オゾン層破壊物質：これまでの製造・輸入量累積が10トン以上

#### 第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」等）の1地点から汚染が検出
- 年間製造・輸入量が1トン以上

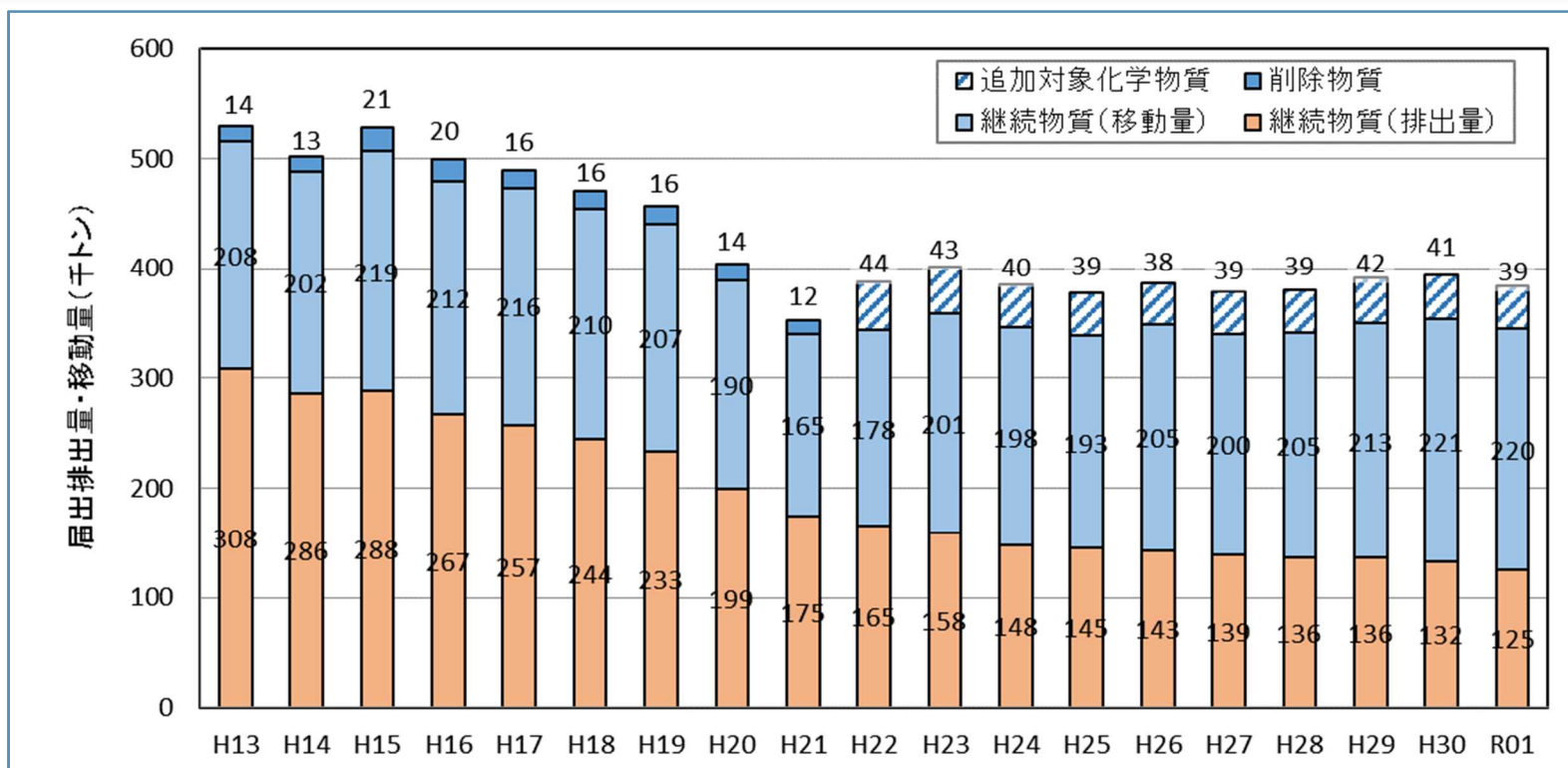
## 2. 令和元年度のPRTRデータの概要



# 平成13～令和元年度 届出排出量・移動量の経年変化

- 化管法政令改正前後で継続して届出対象物質として指定された276物質（継続物質）の総届出排出量・移動量は345千トン（対前年度比▲ 2.5%）

<排出量>125千トン(対前年度比▲ 5.7%)      <移動量>220千トン(対前年度比▲ 0.6%)



※追加対象：化学物質：平成20年PRTRの届出対象に追加された186種類の第一種指定化学物質

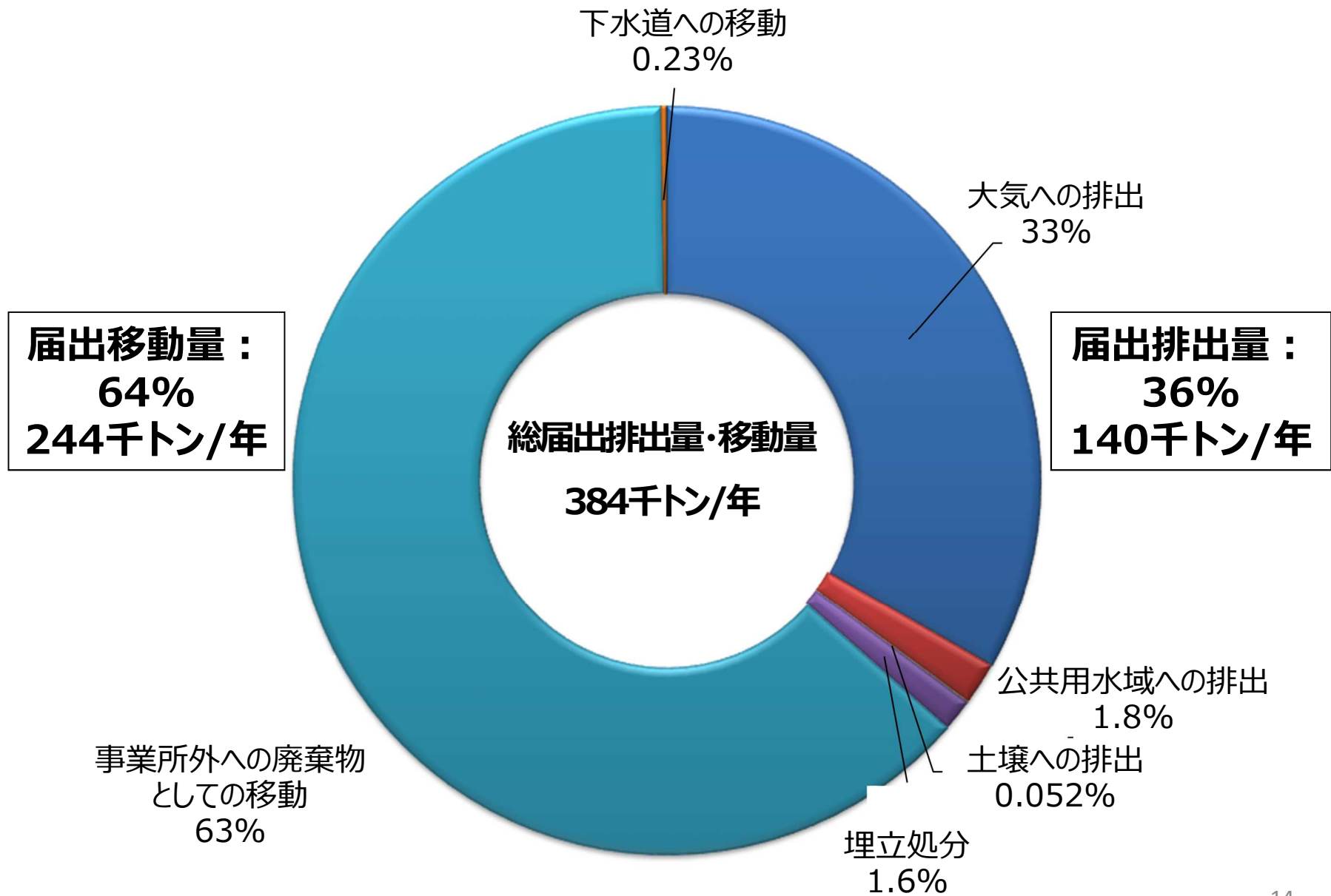
※削除物質：平成20年PRTRの届出対象から除外された73種類の第一種指定化学物質

※化管法の見直しに伴う継続物質等の考え方

物質継続物質(276物質)には、政令改正前後で完全に同一の物質として継続して指定された物質(265物質)に加え、政令改正により統合又は分割された物質で政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全に一致する物質(4物質)及び政令改正前後で対象となる物質の範囲が完全には一致しない物質(7物質)を含む

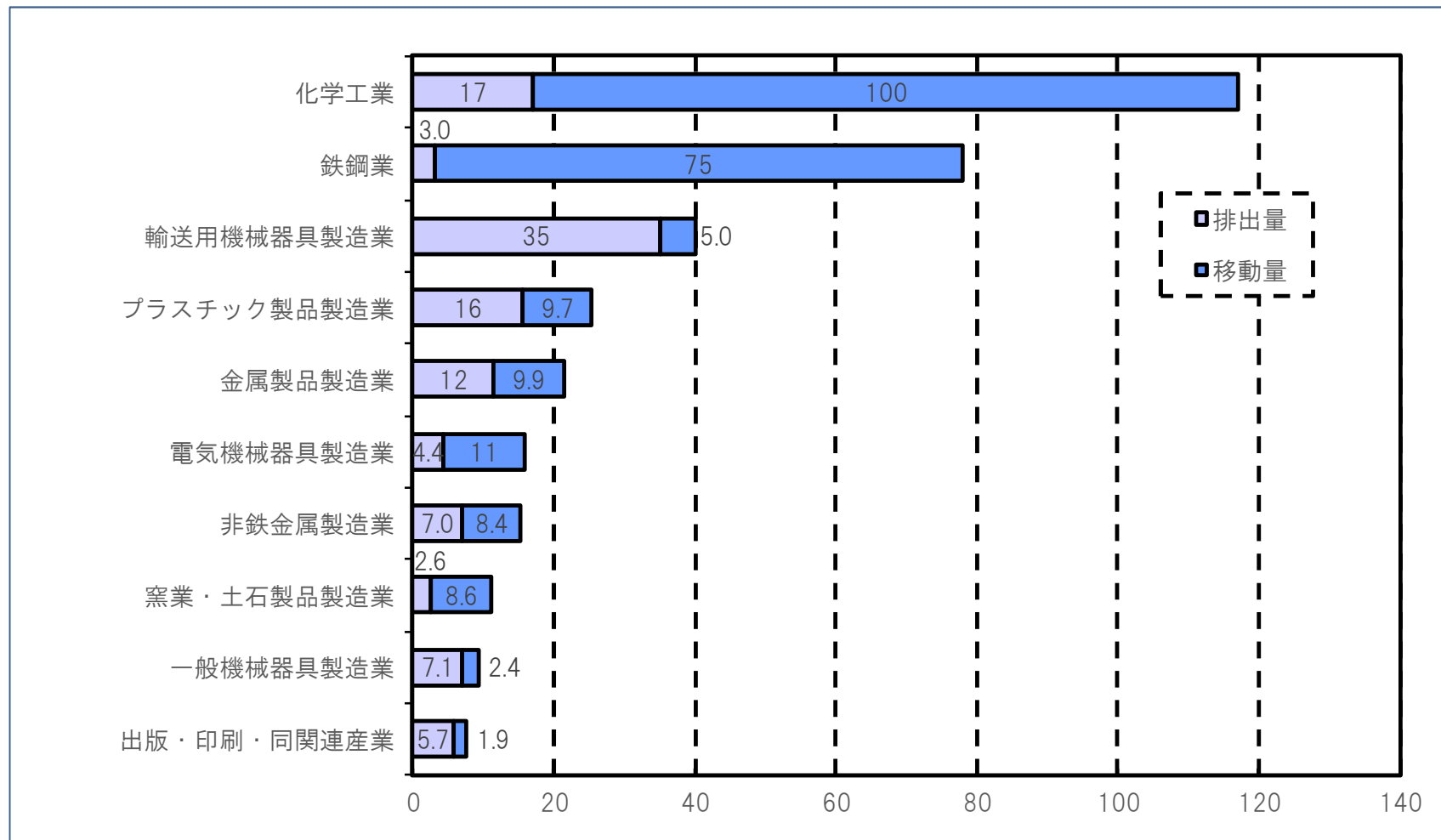


# 令和元年度 総届出排出量・移動量



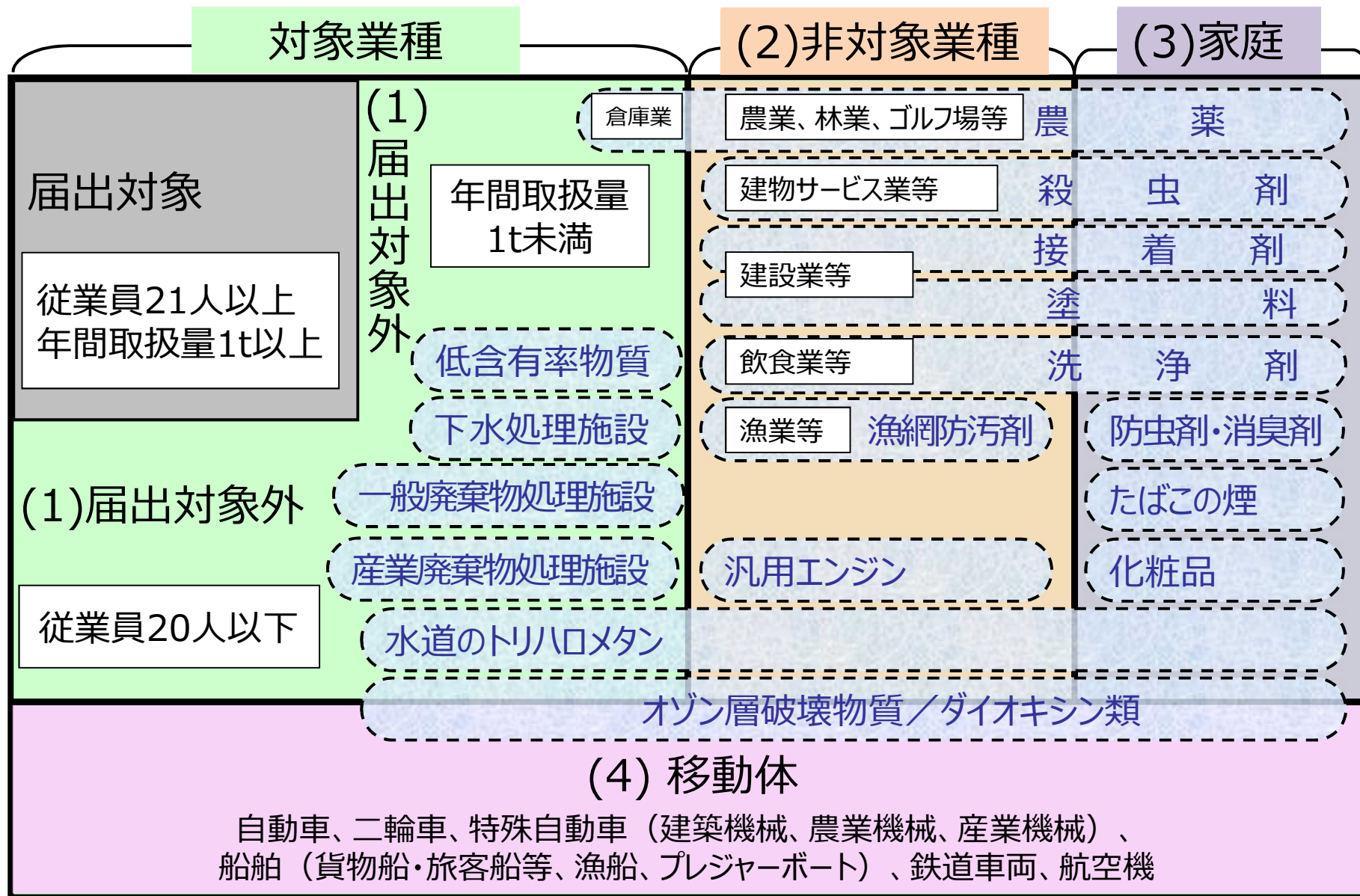


# 令和元年度 届出排出量・移動量上位10業種とその量





# 国が推計する届出外排出量推計の位置づけ

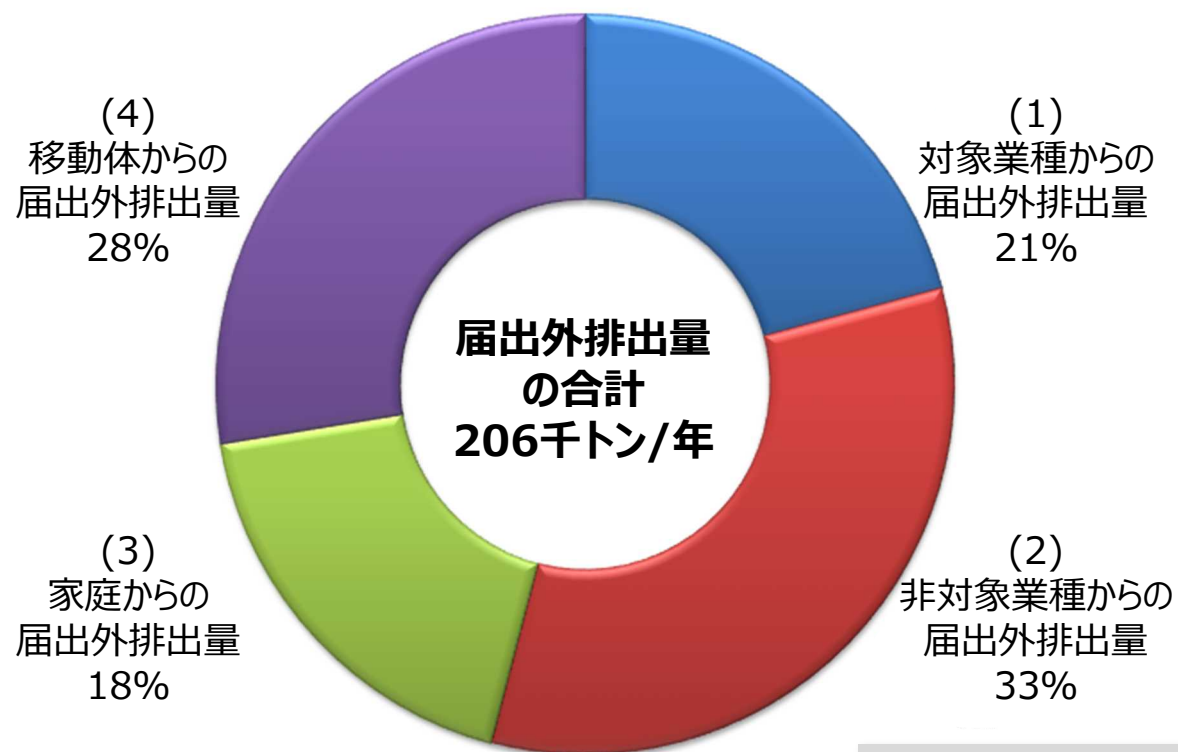


※ あくまでイメージ図であり、面積比が排出量の割合を示すものではありません。





## 令和元年度 届出外排出量の構成



届出排出量: 140千トン/年  
届出移動量: 244千トン/年

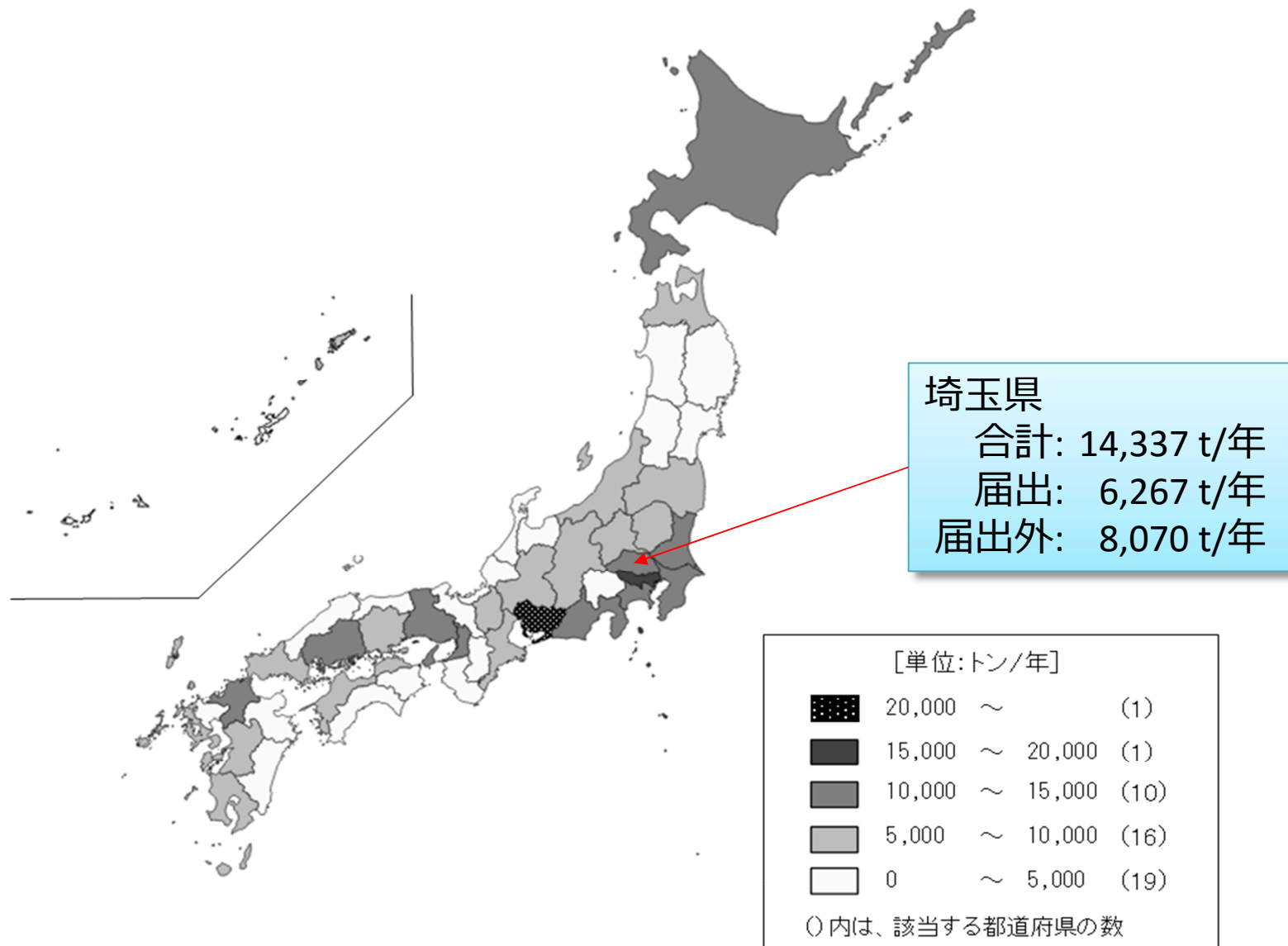
### <推計対象とした物質 (462物質) >

・ 対象業種からの届出外排出量	: 43千トン (構成比 21%)	← 44千トン(H30)
・ 非対象業種からの排出量	: 69千トン ( " 33%)	← 75千トン(H30)
・ 家庭からの排出量	: 38千トン ( " 18%)	← 41千トン(H30)
・ 移動体からの排出量	: 57千トン ( " 28%)	← 61千トン(H30)
・ 合計	: 206千トン ( " 100%)	← 221千トン(H30)



## PRTR排出量集計例（地域分布）

都道府県別の届出排出量・届出外排出量の合計（令和元年度）





# データの入手（PRTRインフォメーション広場）



- 環境省では、ホームページ上に、「PRTRインフォメーション広場」を開設
- 事業者向けのPRTRに関する届出に必要なとなる情報や、一般の方も含めた多くの方が利用できるよう集計された結果やデータを分かりやすく掲載

⇒「グラフでデータを見る」、「PRTRデータ地図上表示システム」、「個別事業所データ検索」etc…（「市民ガイドブック」参照）

このサイトへは、「PRTRインフォメーション広場」で検索！

PRTRインフォメーション広場

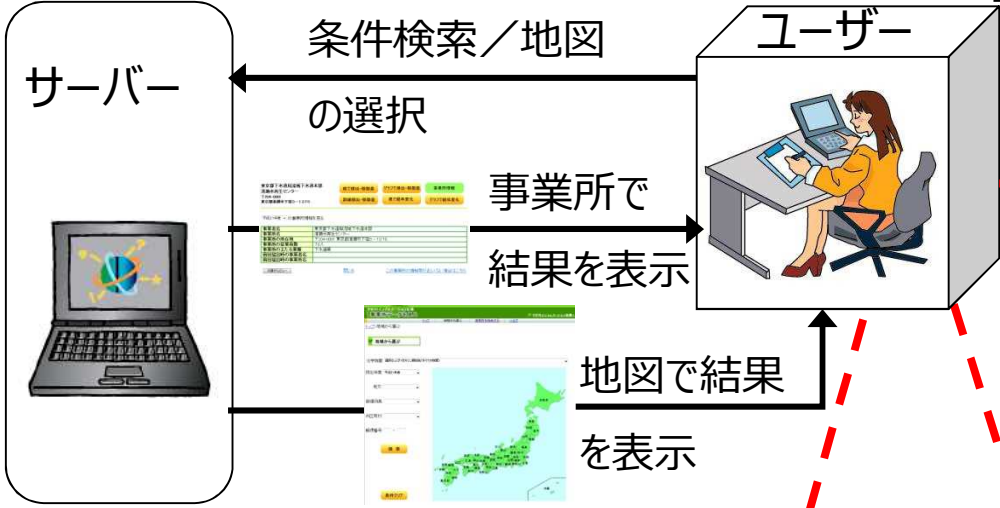
検索



# PRTRデータ地図上表示システム

## データの公表方法

## 検索結果の地図表示



PRTRデータ地図上表示システム

表示データ

凡例

表示中の事業所

検索条件

都道府県：東京都

選択事業所：東京都下水道局流域下水道本部清瀬水再生センター

物質：すべての物質(ダイオキシン類を除く)

## 単年度の排出・移動量

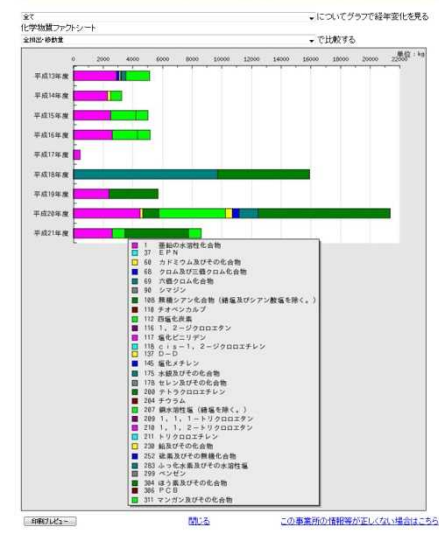
## 排出・移動量の経年変化

平成21年度 の排出・移動量について

各排出・移動量の数値部分をマウスで当てると排出量の詳細が表示されます。

※排出・移動量の合計には、ダイオキシン類の排出・移動量は含まれません。

②公共用水域	
1 亜鉛の水溶性化合物	2500kg
37 EPN	0kg
50 カドミウム及びその化合物	0kg
58 クロム及び三価クロム化合物	0kg



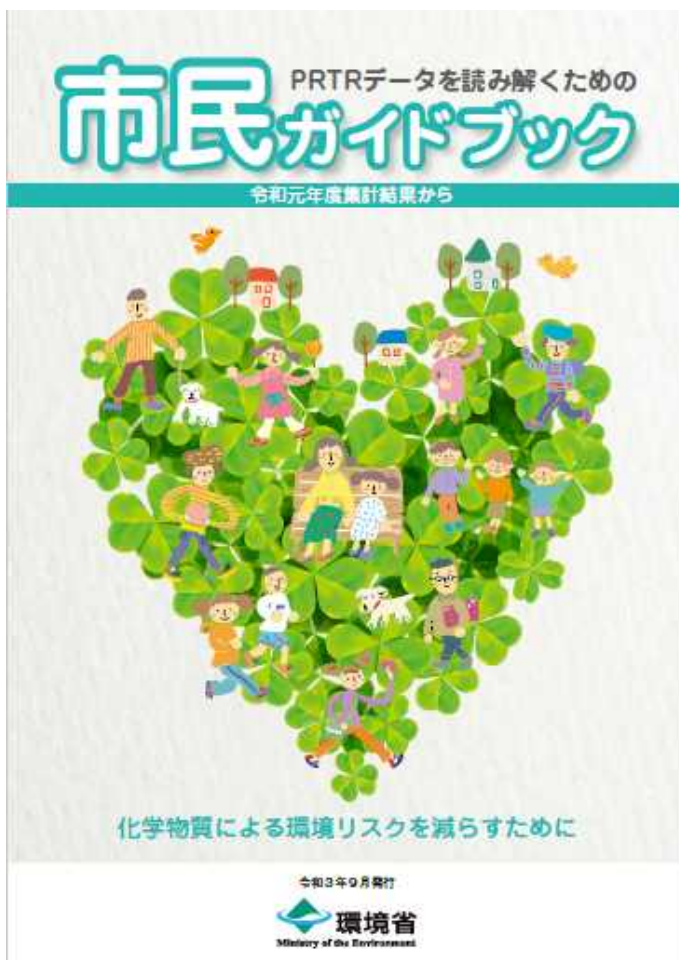


## PRTRの意義とデータの活用事例

PRTRの意義	PRTRデータの活用事例（今後利用予定を含む）
①環境保全上の基礎データ	<ul style="list-style-type: none"><li>○PRTR排出量データを、化学物質分野の取組推進に向けた指標とする</li><li>○特別管理廃棄物制度等、各種政策の検討に当たって基礎データとして使用</li></ul>
②行政による化学物質対策の優先度決定	<ul style="list-style-type: none"><li>○化学物質の環境リスク評価に利用（化審法に基づく優先評価化学物質のリスク評価等に利用）</li><li>○環境モニタリングの対象物質・対象地点の選定に利用</li></ul>
③事業者による自主的管理の改善促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業所周辺の環境濃度予測等のツールを事業者を提供</li><li>○地方公共団体において、事業者指導の資料として利用</li></ul>
④国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進	<ul style="list-style-type: none"><li>○データの集計結果を公表し、インターネット上に掲載</li><li>○排出量及び予測大気濃度の地図情報を作成し、インターネット上に掲載</li><li>○PRTRデータを活用した市民向けのガイドブック、化学物質ファクトシート等を作成</li></ul>
⑤環境対策の効果・進捗状況の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>○大気汚染防止法の優先取組物質の削減について、モニタリングデータ及びPRTRデータで対策状況を把握</li></ul>



# PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック



- 直近に公表されたPRTRデータを分かりやすく紹介することを目的に毎年度発行
- 以下のような内容を掲載
  - 暮らしの中の化学物質
  - PRTR制度とは
  - PRTR データ
  - 化学物質による環境リスク低減のために
  - もっと知りたい時には
- 冊子を無料で提供（送料別）  
Webでも公開

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html>

### 3. 化管法対象物質の見直しと 今後の動向



# PRTR制度の見直しの検討結果について

## 見直しの背景

- ・第55回規制改革会議（平成27年12月開催）に対し、平成30年度を化管法の見直し年度と報告。
- ・化管法の前回見直しから10年が経過しており、この10年間の状況を勘案した見直しが必要。
- ・第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）において化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進、化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進等について重点的に取り組むこととしている。

→今後の化学物質環境対策として、化管法の今日的な在り方について検討が必要

## 主な検討結果（制度全体）

環境保健部会 化学物質対策小委員会  
（経産省との2省合同審議会）にて審議

### ①対象化学物質の見直しの考え方

- 対象とする候補物質（母集団）
- 有害性の判断基準
- 環境中での存在に関する判断基準
- 環境保全施策上必要な物質の追加

### ②特別要件施設の点検

- 特別要件施設である廃棄物焼却処理施設は、水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）により測定が義務づけられたことから、水銀及びその化合物を届出対象に追加

### ③届出データの正確性の向上

### ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

### ⑤廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方

制度全体に関する諮問  
(H31.4.9)

環境保健部会 化学物質対策小委員会  
(経産省との2省合同審議)

答申  
(R1.6.28)

「対象化学物質の見直しの考え方」を踏まえた審議

物質選定に関する諮問  
(R1.7.1)

環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会  
(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)  
報告(R2.5.1)

答申  
(R2.8.31)





# ① 対象化学物質の見直しの検討について 物質選定の考え方

## 対象化学物質の見直しの考え方 (R1.6 答申)

### I. 対象とする候補物質 (母集団) ※赤字箇所が 前回見直しからの 変更点

- 現行化管法対象物質
- 各種法令規制物質等
- ※ 農薬は引き続き対象

### II. 有害性の判断基準

- 評価手法が確立して一定のデータ蓄積がある項目 (発がん性、生殖毒性等)
- 一定以上の**生態毒性**を有し難分解、高蓄積である物質を  
**特定第一種指定化学物質に追加**

従来の特定第一種指定化学物質の判断基準に追加

相当広範な地域の環境での継続的な存在の程度との相関性の観点から  
**製造輸入量から排出量への変更**

### III. 環境中での存在に関する判断基準

- 一般環境中での検出状況
- 排出量等での判断
  - 1) 現行の第一種指定化学物質  
: **届出排出量 + 届出外排出量** 10トン以上  
※届出移動量が多い物質は100トン以上 (すべてが排出されないため)
  - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質 (化審法用途のみの物質) : **推計排出量** 10トン以上
  - 3) 現行の第一種指定化学物質ではない物質 (化審法用途以外の用途もある物質)  
: 製造輸入量 : 100トン以上

### IV. 環境保全施策上必要な物質

- 環境基準が設定されている物質
- 化審法の優先評価化学物質等

## 前回見直しの答申 (H20.7)

### 今後の課題

- 初期リスク評価の結果のより一層の活用
- 物質選定基準とGHSとの一層の整合化
- 付随的生成物の選定に向けた排出量の把握方法の確立

## 環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会 (厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

### 今回の見直しでの主な検討項目

- **有害性の判断基準**
  - 有害性項目ごとの物質選定基準の検討  
※物質選定基準、さらなるGHSとの整合
- **環境中での存在状況に関する判断基準**
  - 1) 現行の第一種指定化学物質  
: 届出排出量および届出外排出量  
※届出移動量が多い物質は移動量
  - 2) 現行の第一種指定化学物質ではない物質 (化審法用途のみ)  
: 化審法の排出係数による推計排出量

PRTR対象物質、SDS対象物質の選定



# PRTR対象物質等専門委員会における検討結果の概要

(厚生労働省、経済産業省との3省合同審議)

## ・物質選定を行う母集団の考え方

- 現行の物質選定の際の母集団を前提としつつ必要な精査を行い、母集団を設定

## ・有害性の観点からの物質選定の考え方

- 選定基準・・・現行の基準を引き続き採用
- 情報源・・・最新の科学的知見を踏まえて更新し、「優先順位1」に化審法スクリーニング評価・リスク評価を追加

## ・環境での存在状況（ばく露）等の観点からの物質選定の考え方

- 一般環境中での検出状況・・・引き続き活用
- 検出状況以外

### ①現行の第一種指定化学物質

届出排出・移動量 + 届出外排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種

※移動量の多い物質 100トン以上→第一種 10トン以上→第二種

### ②現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途のみ）

排出係数を用いた推計排出量 10トン以上→第一種 1トン以上→第二種

### ③現行の第一種指定化学物質ではない物質（化審法用途以外の用途もある物質）

現行基準を踏襲 製造輸入量100トン以上（農薬、オゾン層破壊物質(累積)は10トン以上）→第一種  
1トン以上→第二種

- 環境保全施策上必要な物質の判断基準

化審法の優先評価化学物質等のうち十分な有害性情報が得られる物質

## ・特定第一種指定化学物質の選定の考え方

- 人健康については現行の基準を引き続き用いる
- 生態毒性について、一定以上の「生態毒性」を有し、難分解性かつ高蓄積性の物質を検討

第一種特定化学物質、第二種特定化学物質を選定



## 対象物質見直しにかかる審議経過

令和元年7月1日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元年7月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会（以下「委員会」）の設置
令和元年12月3日	第1回合同会合※（第1回委員会）
令和2年2月19日	第2回合同会合※（第2回委員会）
令和2年2月25日 ～3月13日	パブリックコメント（意見募集） ・意見総数 662件(提出者数 541団体・個人)
令和2年4月10日 ～16日	第3回合同会合※（第3回委員会）（書面審議） ・委員会報告を取りまとめ
令和2年8月31日	答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」

※：薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、  
化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催



## 見直しによる主な化管法対象候補物質の選定根拠

### ★新規追加の**特定第一種**指定化学物質候補

- ・ヒト健康の観点による追加
- ・生態毒性の観点による追加

### ★新規追加の**第一種**指定化学物質候補

- ・環境保全施策上必要な物質
- ・一般環境中の複数地点で検出がある物質
- ・推計排出量による追加
- ・製造・輸入量による追加

### ★新規追加の**第二種**指定化学物質候補

- ・一般環境中での検出がある物質
- ・推計排出量による追加
- ・製造・輸入量による追加

特定第1種への追加候補：9物質  
(発がん性 7、生殖発生毒性 1、生態毒性 1)

発がん性	生殖発生毒性	物質名称
2→1	-	アセトアルデヒド
2→1	-	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン
-->1	-	1,2-ジクロロプロパン
-	-->2	有機スズ化合物（このうち、生態毒性等から「ビス（トリブチルスズ）オキシド」が特定第1種候補）
2→1	-	トリクロロエチレン
2→1	-	トルイジン
2	-->1	鉛
2→1	-	ペンタクロロフェノール
2→1	-	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）

※毒性の数値は判定されたクラス。[前回]→[今回]で示しており、発がん性及び生殖発生毒性のクラス1は特定第1種相当で、該当するものに背景色を付した。  
「-」はクラス設定に該当する情報が無いことを示す。

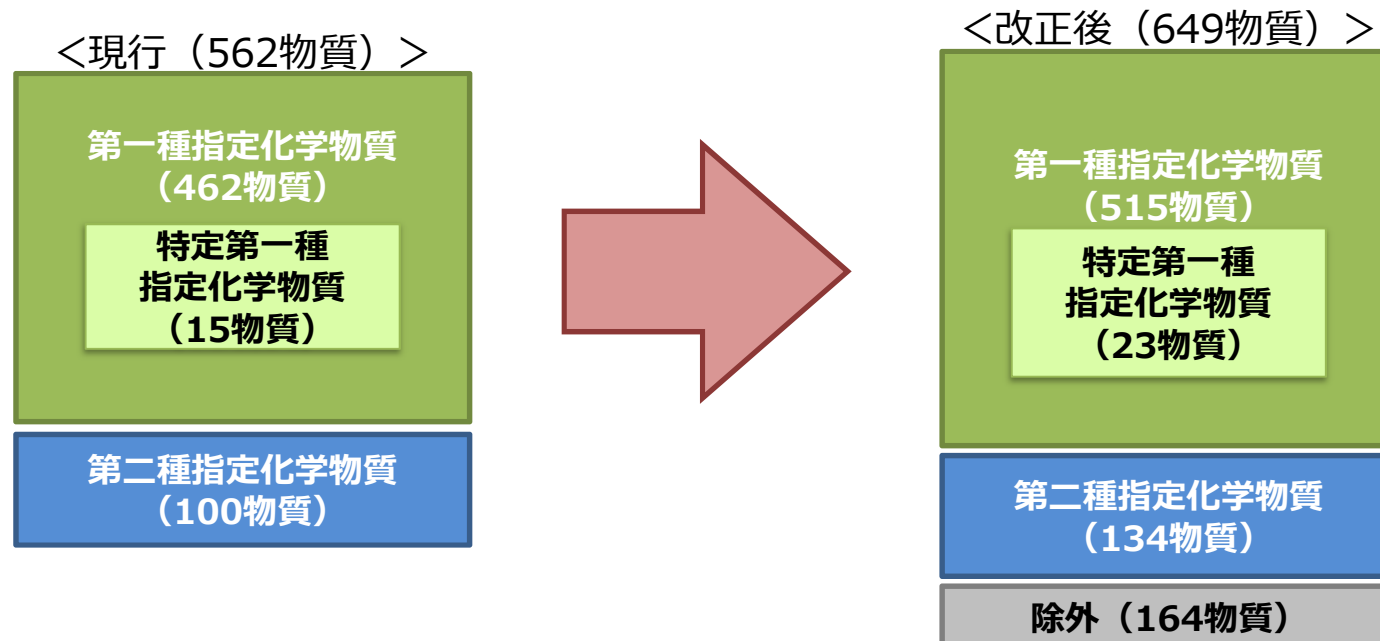


# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
  - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**  
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
  - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**
- 公布日：**令和3年10月20日**、施行日：**令和5年4月1日**※  
※PRTR制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

SDS制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）





# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正(報道発表資料)



▶ 本文へ ▶ 音声読み上げ・文字拡大 ▶ 各種窓口案内 ▶ サイトマップ

日本語 | English

Google 提供



トピックス一覧

新着情報一覧

報道発表一覧

環境Q&A

ホーム

環境省のご案内

政策分野・行政活動

環境基準・法令等

白書・統計・資料

申請・届出・公募

報道・広報

## 報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集の結果について

令和3年10月15日

保健対策

この記事を印刷

### 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定及び意見募集の結果について

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、本日令和3年10月15日（金）に閣議決定されましたので、お知らせします。

あわせて、令和2年12月4日から令和3年1月4日にかけて実施した本政令案に関する意見募集（パブリックコメント）について、寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

#### ■ 1. 改正の趣旨

本政令は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「法」という。）に規定する第一種指定化学物質※1及び第二種指定化学物質※2として指定する物質を見直すものです。

※1：人や生態系への有害性を有するおそれがあり、環境中に継続的に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定

+ 環境省のご案内

+ 政策分野・行政活動

+ 環境基準・法令等

+ 白書・統計・資料

+ 申請・届出・公募

- 報道・広報

▶ 大臣記者会見・談話等

▶ 報道発表一覧

▶ 行事予定

▶ 環境省広報誌 エコジン

▶ メールマガジン&会員登録サイト

▶ 環境省図書館のご案内

▶ こどものページ

▶ 環境省公式SNS等一覧

▶ 環境省動画チャンネル (YouTube)

<https://www.env.go.jp/press/110089.html>



# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正(報道発表資料)

## ■ 4. パブリックコメントの実施結果

### (1) 意見募集期間

令和2年12月4日(金)～令和3年1月4日(月)

### (2) 御意見の提出件数

提出意見数 2,918通、4,199件

### (3) 御意見に対する対応

寄せられた御意見の概要及びそれらに対する考え方は、添付資料『「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募(パブリックコメント)の実施結果について』を御確認ください。

## 添付資料

- [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正概要 \[PDF 536 KB\]](#)
- [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 要綱 \[PDF 28 KB\]](#)
- [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 案文・理由 \[PDF 202 KB\]](#)
- [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文 \[PDF 281 KB\]](#)
- [特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文 \[PDF 163 KB\]](#)
- [「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見公募\(パブリックコメント\)の実施結果について \[PDF 479 KB\]](#)
- (参考) [指定化学物質番号対応表 \[PDF 1.1 MB\]](#)

<https://www.env.go.jp/press/110089.html>



# 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正(NITE HP)

▶ 本文へ ▶ サイトマップ ▶ 事業所案内 ▶ お問い合わせ ▶ English

Google 提供   文字サイズ変更

ナイトについて 国際評価技術 バイオテクノロジー **化学物質管理** 適合性認定 製品安全

## 化学物質管理

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > SDS制度 > SDS対象物質とは

### SDS対象物質とは

[View this page in English](#)

SDS制度の対象となる化学物質は、本法に定める第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質です。なお、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法によってもSDS対象物質が定められています。

#### 化管法対象物質(2021(令和3)年10月20日公布)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が2021(令和3)年10月20日に公布され、対象物質が2023(令和5)年4月1日から変更します。

[第一種及び第二種指定化学物質一覧リスト\(代表的なCAS登録番号収載\)【Excel:124KB】](#)

<< 追記:2021.10.26 >>  
管理番号598及び599の物質について代表的なCAS登録番号を修正しました。

※SDSの提供は、2023(令和5)年4月1日からになります。(改正後の指定化学物質のSDS提供義務は2023(令和5)年4月1日から開始されますが、サプライチェーン上の事業者へ情報が行き渡るよう、可能な限り早期に改正後の指定化学物質に対応したSDSを提供いただきますようお願いいたします。)

#### 第一種指定化学物質(平成20年11月21日公布)

[第一種指定化学物質一覧リスト【Excel:108KB】](#)

#### 化管法関連情報

- 化管法 法律条文、関連資料
- PRTR制度(届出関連)
- PRTR制度(データの参照と活用)
- SDS制度**
  - SDS記載内容
  - ラベル等表示内容
  - SDS対象物質とは**
  - SDSの提供方法(法律条文)
  - SDSに関する調査報告書

#### 分野サイトマップ

#### 注目コンテンツ

- 化学物質管理センターの取組・成果(ニュースリリース等)
- NITE化学物質管理関連情報メールマガジン配信申込▶

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>





## ②特別要件施設の点検

- 取扱量の把握が困難である等の特殊性**が認められる事業者（特別要件施設）においては、**化学物質の測定が他法令により義務づけられている対象物質のみについて届出義務を課される**。なお、当該届出義務については、対象業種及び雇用人数の要件は適用される一方、取扱量要件は撤廃される。
- 特別要件施設には、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、鉱山保安法第13条第1項に該当する施設(金属鉱業など)、ダイオキシン類特別措置法に規定する特定施設が指定されている。
- 「水銀及びその化合物」は、PRTR届出対象物質の一つであるが、水銀に関する水俣条約（平成29年8月発効）を担保するため、平成27年に大気汚染防止法が改正（平成30年4月1日施行）され、水銀等を大気中に排出する者は、「設置時の届出」「排出基準の遵守」「**水銀濃度の測定**」の義務が課されることとなった。これらの水銀排出施設（下表）のうち、廃棄物焼却炉等は化管法の特別要件施設に該当する。

水俣条約の対象施設	大防法の水銀排出施設	化管法における状況	
		相当する対象業種	特別要件施設の該当
①石炭火力発電所	石炭専焼ボイラー	電気業、熱供給業	
②産業用石炭燃焼ボイラー	大型石炭混焼ボイラー 小型石炭混焼ボイラー		
③非鉄金属製造用の製錬焙焼工程	一次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛） 二次施設（銅・工業金、鉛・亜鉛）	非鉄金属製造業	
④廃棄物焼却施設	廃棄物焼却炉 水銀含有汚泥等の焼却炉等	一般廃棄物処理業 産業廃棄物処分業 下水道業	○
⑤セメントクリンカー製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	窯業 土石製品製造業	



### ③届出正確性の向上

PRTR制度は情報的手法であり、届出・公表される情報の信頼性の確保は、**制度の信頼性確保の観点から重要**

#### 正確性向上のために

- ・届出様式の変更
- ・電子届出の更なる普及促進
- ・届出時の誤り防止  
(例：電子届出システムにおけるチェック機能の充実等)
- ・国の届出排出・移動量公表後に生じている排出量・移動量の変更の要因解析  
⇒届出項目の精査  
⇒PRTR排出量等算出マニュアルと業種別の算出マニュアルの見直し



- ・環境保全施策の企画・立案や事業者の自主管理の改善・促進、リスクコミュニケーションの基盤としての活用へのより正確なデータの提供
- ・第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の的確な物質選定への貢献
- ・地方公共団体の増大する作業負担の軽減・合理化



## ④災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」（令和元年6月）に**事業者・地方公共団体の災害対応措置を強化する観点**から以下が盛り込まれた。

- ・地方公共団体によるPRTRの届出排出・移動量の有効活用、事業者の自主的な情報共有の取組の促進
- ・平時からの地方公共団体と事業者との情報共有
- ・災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者への確認 等



### ● 検討中の事項

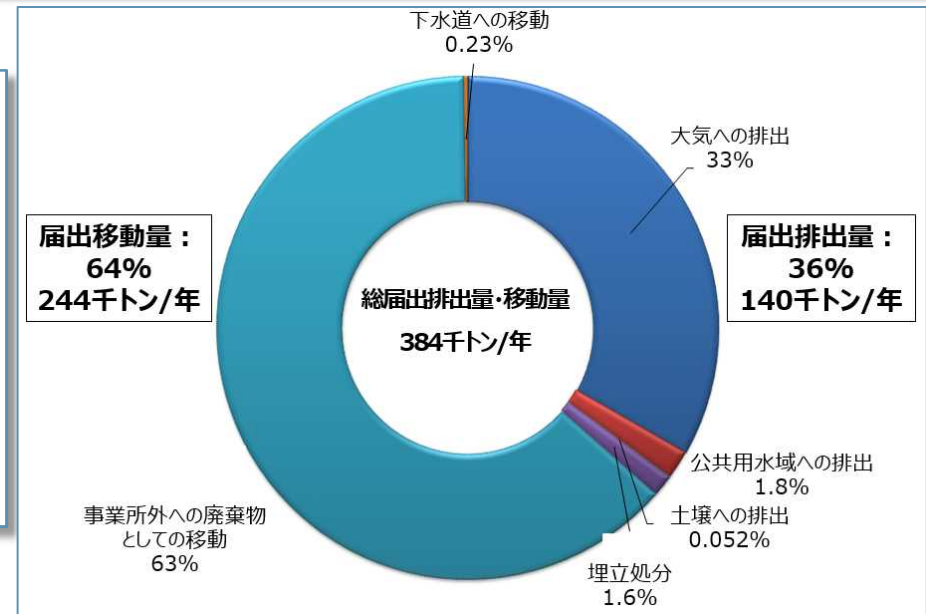
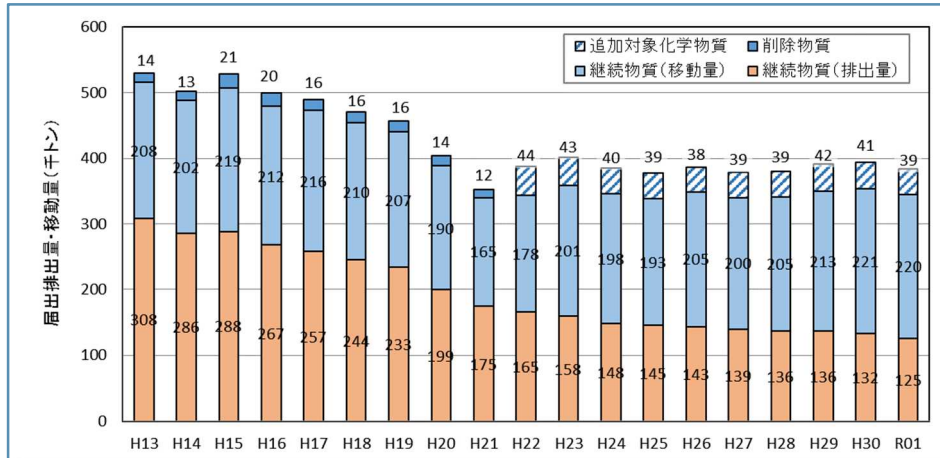
これらの取組を「化学物質管理指針」へ位置づけて一層の促進を図る予定



「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」  
を近年激甚化する**災害時にも対応できるように今年度中に更新**予定



## ⑤ 移動量(廃棄物)に移行する化学物質の情報提供のあり方



○法施行後、排出量は半減している一方で移動量（廃棄物等に含まれる化学物質）は横ばいである。

○移動量は462物質合計で排出移動量全体の6割程度を占めており、物質ごとに見ると移動量が排出移動量の95%以上を占める物質が対象物質の半数以上ある。

- 廃棄物の適正な処理の観点から、廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供するよう事業者へ周知することが考えられる。
- また、移動量について管理を強化するために、排出量から移動量にどのように移行しているのか、移動量の経年変化の要因や化学物質種などの分析が必要である。



## 化管法の見直しに係る今後の課題への対応

- 化管法目的に照らしてより実効性のある制度となるよう、引き続き、見直しに係る検討を行っていくことが必要。
- 今回の見直しの過程で生じた以下のような課題については早期に検討に着手し、定期的な進捗管理を行いつつ計画的に検討を進め、今後の見直しに繋げていく。

### ①有害性の観点からの課題

- ✓ 近年の化学物質のリスク評価等の進展により多くの有用な情報が得られるようになってきており、例えばある物質に対し異なる試験方法による試験結果が複数得られる場合の有害性の証拠の確かさや、従来とは異なる生物種を用いて行われた試験において、試験結果が大きく異なった場合の物質選定における扱いを検討。

### ②ばく露の観点からの課題

- ✓ PRTR届出外排出量については、推計対象としなかった排出源が複数存在しているため、個別の対象物質への排出量への寄与割合も勘案しつつ、推計方法の検討を進める。
- ✓ 推計を行うことが難しい場合、届出、届出外情報双方の不確実性にも留意した物質選定のあり方について検討。
- ✓ 化学物質のライフサイクル全体での環境排出等に関する科学的知見の集積に努め、関係者とも連携しながら、化管法の物質選定のための排出係数の設定等について検討。
- ✓ モニタリングによる一般環境中での検出状況は、「相当広範な地域の環境での継続的な存在」を判断する指標として、最も確度の高い指標とされていることから、新たに化管法の対象となる物質を中心に分析方法の開発やモニタリングの実施に努める。

### ③その他の課題

- ✓ 新たに対象となった物質については、現行物質の指定範囲の設定方法を踏まえつつ、事業者における届出やSDS制度に基づく情報の提供等が適切に実施できるように物質範囲の明確化を行う。
- ✓ 化管法対象から除外される現行対象物質について、事業者においては、今後とも化学物質管理指針を踏まえ、自主的な取組を継続することが望まれる。
- ✓ また、国においては、製造・輸入状況、用途の変化の把握、推計排出量への影響を定期的に把握したうえで、必要に応じて一般環境中での存在の監視を行っていく。

令和3年11月17日（水）

令和3年度化学物質対策セミナー（埼玉県）



引き続き、化管法(PRTR法)届出等についてのご協力を、よろしくお願いいたします。

---